

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
(容器包装リサイクル法)」に基づく

いわき市分別収集計画（第9期）

目 次

1	計画策定の意義.....	1
2	計画の基本的方向.....	2
3	計画期間.....	2
4	対象品目.....	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）..	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）.....	4
7	分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）.....	9
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）.....	10
9	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）.....	11
10	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）...	12
11	容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項.....	13

いわき市分別収集計画

平成 31 年 6 月

1 計画策定の意義

家庭ごみの増大や最終処分場の残余容量のひっ迫を背景として、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造を見直すとともに、燃やして埋める処理からリサイクル・再商品化へと処理方法を転換し、環境負荷が低減された循環型社会を構築することが求められています。

これを踏まえ、国においては、家庭ごみの容積比で約 6 割、重量比で約 2～3 割という大きな割合を占め、かつ、再生資源として利用可能な容器包装廃棄物に着目し、市町村、事業者の役割分担の下にリサイクルを進めるシステムとして、平成 7 年 6 月に「容器包装リサイクル法」が制定されました。また、平成 18 年 6 月には同法が改正され、リサイクルよりも優先されるべき発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を更に推進し、全ての関係者の協働を図り、社会全体のコストを低減することにより、容器包装廃棄物の 3 R の一層の推進を図ることとなっています。

本市ではこれまで、昭和 56 年に「燃えるごみ」「燃えないごみ」「大型ごみ」の 3 分別収集を開始し、昭和 59 年には、民間のリサイクルセンターにおいて、燃えないごみから資源物を回収、平成元年からは紙類の分別収集を実施してきました。これに加えて、平成 9 年 7 月からは、「容器包装リサイクル法」に基づき、「かん・びん・ペットボトル」等の容器包装廃棄物 8 品目を含む「ごみ細分別収集」を実施するとともに、ごみの減量とリサイクル推進のための体験的啓発機能を併せ持つ「いわき市リサイクルプラザクリンピーの家」を本格的に稼働させました。また、平成 14 年 7 月からは、同法の改正に伴い再商品化すべき容器包装廃棄物に加えられたペットボトル以外の「プラスチック製容器包装」と段ボール・紙パック以外の「紙製容器包装」を加えた、(新) 細分別収集を実施し、ごみの減量化やリサイクルに向けた体制整備に努めてきました。

今後は、容器包装リサイクル法の改正に基づき、発生抑制・再使用の取組みを市・事業者・市民の連携・協働をもって進めていくことが必要となります。

本計画では、このような状況の中、容器包装リサイクル法第 8 条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が協働し取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものです。

2 計画の基本的方向

ごみの排出量の増加や質の多様化が進んだことにより、ごみの適正処理が難しくなるとともに、限りある資源の枯渇が懸念されています。

このようなことから、本計画では、将来にわたる廃棄物の適正な処理の確保と再生資源の利用を通じた資源の有効利用を図るため、次に示す基本方針のもと、特に容器包装廃棄物の減量化とリサイクルの推進を図っていくものです。

- 容器包装廃棄物の発生・排出抑制、再使用及び再生利用の取組みを推進することにより循環型社会の構築をめざします。
- 市民、事業者、行政の適正な役割分担と協働の仕組みづくりにより取組みを促進します。

3 計画期間

本計画の計画期間は平成 32 年 4 月を始期とする 5 年間とし、平成 34 年度に見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール製容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

本市から排出される容器包装廃棄物の見込みは、表1のとおりです。

なお、参考に各品目の内訳を表2に示しました。

※ これらの見込み量は、平成30年度までの排出量の実績値と一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における排出量予測方法を基に算出しています。

表1 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（総量）

（単位：トン）

	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
容器包装廃棄物	17,551	17,357	17,166	17,021	16,799

表2 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（内訳）

（単位：トン）

	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
スチール製容器	545	535	525	519	511
アルミ製容器	922	909	896	881	861
無色の ガラス製容器	1,101	1,096	1,089	1,086	1,077
茶色の ガラス製容器	1,652	1,643	1,634	1,628	1,615
その他の色の ガラス製容器	536	533	530	528	524
飲料用紙製容器	469	462	456	452	445
段ボール製容器	2,278	2,214	2,151	2,095	2,030
その他の 紙製容器包装	2,331	2,297	2,265	2,239	2,204
ペットボトル	1,465	1,467	1,471	1,479	1,482
プラスチック製容 器包装	6,252	6,201	6,149	6,114	6,050

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、次の方策を実施します。

(1) 住民への普及、啓発活動

ア 啓発冊子等の作成(開始時期を時系列に並び替え)

施 策	具体的な内容
啓発冊子の作成、配布による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成 5 年度 ・ 実施方法 本市のごみ処理の現状や、ごみ減量とリサイクルの重要性をまとめた啓発冊子を作成し、広く市民に配布することにより、ごみ減量やリサイクルについて意識の醸成を図る。
小学 4 年生向け副読本の作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成 6 年度 ・ 実施方法 児童期からのごみ減量化意識の啓発と本市のごみ処理の現状についての理解を図るため、小学 4 年生を対象とした副読本「ごみのおはなし」を作成・配布する。
事業者向け啓発パンフレットの作成、配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成 10 年度 ・ 実施方法 事業系廃棄物の減量及び適正処理について理解と協力を求めるため、事業者向けごみ適正処理啓発パンフレットを作成し、配布する。
市ホームページによる啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成 14 年度 ・ 実施方法 本市のごみ処理の現状、ごみの出し方、ごみ減量とリサイクルの重要性等について市ホームページへ掲載することによって、ごみ減量やリサイクルについて意識の醸成を図る。
分別収集ハンドブックの作成、配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成 14 年度（平成 23 年度、平成 27 年度改訂） ・ 実施方法 ごみの分別の仕方について市民周知を図るため、ごみ分別品目の詳細をまとめた冊子「家庭ごみの分け方出し方ハンドブック」を作成し、配布する。
広報紙・回覧による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施方法 ごみの分別の仕方について市民周知を図るため、随時掲載又は発行し配布する。

施 策	具体的な内容
ごみ分別アプリの配信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成 29 年度 ・ 実施方法 スマートフォン等を市民の情報入手手段の一つとして活用し、ごみの分別方法や収集日等がいつでも簡単に確認できる専用アプリケーションを配信することで、市民の利便性の向上と、さらなる適正分別とごみの減量化を図る。

イ イベント等の開催(開始時期を時系列に並び替え)

施 策	具体的な内容
イベント参加による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成 5 年度 ・ 実施方法 市が主催するイベント等の会場でごみ減量・リサイクルに関する啓発を行い、ごみの減量とリサイクルについて意識の醸成を図る。
ごみ減量キャラクター「クリンピー」を活用した啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成 7 年度 ・ 実施方法 ごみ減量化やリサイクルへの市民の理解と協力を促進するため、一般公募によりマスコットキャラクターを設定した。 同キャラクターの各種啓発冊子等への掲載など、様々な機会を通じて活用し、ごみ減量化の意識の浸透を図る。
市役所出前講座 (子供向け・大人向け)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成 8 年度 ・ 実施方法 容器包装廃棄物の分別収集の方法について、市役所職員と市民のグループとが意見交換をし、市民の分別収集に対する理解を深めるとともに、市の施策検討の参考とする。
リサイクルフェアの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成 9 年度 ・ 実施方法 リサイクルプラザクリンピーの家において、フリーマーケットやリサイクル体験コーナー等の催しを開き、市民のごみの減量化やリサイクルに対する関心を高める。 また、レジ袋の削減を呼びかけ、マイバックを配布する

施 策	具体的な内容
親子ごみ処理施設見学会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成 11 年度 ・ 実施方法 小学校 3 年生から中学生までの児童・生徒とその保護者を対象に、ごみの収集から再生されるまでの一連の過程を見学し、リサイクルについての意識の啓発を図る。
ごみ処理施設見学会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成 18 年度 ・ 実施方法 一般向けに、市内のごみ処理施設の見学会を開催し、ごみの減量化やリサイクルに対する意識の醸成を図る。

ウ リサイクルプラザクリンピーの家における啓発事業

施 策	具体的な内容
リサイクル教室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成 9 年度 ・ 実施方法 リサイクルプラザクリンピーの家において、「ペットボトル」、「牛乳パック」、「アルミ缶」等のリサイクル工芸教室を開催し、ごみ減量・リサイクルに対する市民の関心を高める。
修理再生品提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成 9 年度 ・ 実施方法 リサイクルプラザクリンピーの家において修理した自転車や家具などを定期的に市民に提供し、耐久消費財の長期使用の意識醸成につなげる。
リサイクルフェアの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成 9 年度 ・ 実施方法 リサイクルプラザクリンピーの家において、フリーマーケットやリサイクル体験コーナー等の催しを開き、市民のごみの減量化やリサイクルに対する関心を高める。 また、レジ袋の削減を呼びかけ、マイバックを配布する。

施 策	具体的な内容
見学・視察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成 9 年度 ・ 実施方法 リサイクルプラザクリンピーの家において、資源選別の様子の見学やリサイクルの仕組みを解説することにより、ごみの分別や減量化・リサイクルなどに関する知識や関心を高める。

(2) 制度の導入

施 策	具体的な内容
家庭用生ごみ処理機等 購入費補助制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 コンポスト容器・密閉型容器：平成 5 年度 生ごみ処理機：平成 10 年度 ・ 実施方法 生ごみ処理機等の購入費用の補助を行い、生ごみの自家処理を促進するとともに、ごみの排出抑制についての意識の高揚を図る。
事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成 17 年度 ・ 実施方法 事業用大規模建築物の所有者等に対し、一般廃棄物の排出抑制、再利用、適正処理等の促進について指導及び助言を行い、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理の推進を図る。
レジ袋の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始時期 平成 20 年度 ・ 実施方法 市内のスーパー等とレジ袋削減に向けた取り組みに関する協定を締結し、レジ袋の無料配布の中止(有料化)を実施する。

(3) 市民・事業者・市の協働による取組み

施 策	具体的な内容
いわき市廃棄物減量等 推進審議会の設置	<ul style="list-style-type: none">・ 設置時期 平成 5 年度・ 実施方法 本市の実情にあったごみ減量化を進めるための有効な方策等について提言を行うために設置する審議会で分別内容等について審議し、市民のコンセンサスを形成する。
自主的な 3 R の取組みへの支援	<ul style="list-style-type: none">・ 開始時期 平成 16 年度・ 実施方法 NPO 法人などによる自主的な 3 R の取組みに対して、側面からの支援を行う。

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定めます。

なお、市民の協力度、当市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表中欄のとおりとします。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	開始年月
主としてスチール製の容器	かん類・ペットボトル	平成9年7月
主としてアルミ製の容器		
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆを充てんするためのもの（ペットボトル）		
主としてガラス製の容器 （無色のガラス製容器）	びん類	平成9年7月
主としてガラス製の容器 （茶色のガラス製容器）		
主としてガラス製の容器 （その他の色のガラス製容器）		
主として紙製の容器であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック	平成9年7月
主として段ボール製の容器	段ボール	平成9年7月
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他の紙	平成14年6月
主としてプラスチック製の容器包装であって上記（ペットボトル）以外のもの	容器包装プラスチック	平成14年6月

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

当市における特定分別基準適合物等の回収量の見込みは、以下のとおりです。

【特定分別基準適合物等の回収量の見込み】

（単位：トン）

容器包装廃棄物の種類		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
主としてスチール製の容器		403	393	383	376	367
主としてアルミ製の容器		682	668	654	638	618
無色の ガラス製容器	合計	669	667	664	662	658
	引渡数量	669	667	664	662	658
	独自処理量	0	0	0	0	0
茶色の ガラス製容器	合計	1,003	1,000	995	993	987
	引渡数量	1,003	1,000	995	993	987
	独自処理量	0	0	0	0	0
その他の色の ガラス製容器	合計	325	324	323	322	320
	引渡数量	325	324	323	322	320
	独自処理量	0	0	0	0	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		14	12	11	10	8
主として段ボール製の容器		1,961	1,900	1,840	1,787	1,726
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	合計	168	157	146	137	127
	引渡数量	0	0	0	0	0
	独自処理量	168	157	146	137	127
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの（ペットボトル）	合計	1,091	1,086	1,082	1,079	1,072
	引渡数量	0	0	0	0	0
	独自処理量	1,091	1,086	1,082	1,079	1,072
主としてプラスチック製の容器であって上記（ペットボトル）以外のもの	合計	2,449	2,437	2,424	2,419	2,399
	引渡数量	2,449	2,437	2,424	2,419	2,399
	独自処理量	0	0	0	0	0
合計		8,765	8,644	8,522	8,423	8,282

9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

当市の収集・運搬段階、選別・保管段階における分別収集の区分ごとの実施者は以下のとおりです。（紙パック、段ボール、紙箱・紙袋・包装紙については、古紙回収事業協同組合が回収しています。）

【当市における分別収集の区分ごとの実施主体】

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
主としてスチール製の容器	かん類・ ペットボトル	委託業者による 定期収集	市
主としてアルミ製の容器			
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの（ペットボトル）			
無色のガラス製容器	びん類	委託業者による 定期収集	市
茶色のガラス製容器			
その他の色のガラス製容器			
主として紙製の容器であって飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック	行政区等と古紙組合による定期回収	民間業者
主として段ボール製の容器	段ボール	行政区等と古紙組合による定期回収	民間業者
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他の紙	行政区等と古紙組合による定期回収	民間業者
主としてプラスチック製の容器であって上記（ペットボトル）以外のもの	容器包装 プラスチック	委託業者による 定期収集	市

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

かん類・ペットボトル、びん類、リサイクルするプラスチックについては、リサイクルプラザで選別、圧縮、保管します。

段ボール、紙パック、紙箱・紙袋・包装紙については、行政区等が排出したものを古紙回収業者が収集、選別・保管し、製紙原料として市内の製紙工場に引き渡されます。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	かん類・ ペットボトル	無色透明の ポリエチレン製 の袋	多室型 分別収集車	リサイクルプラ ザ（選別・圧縮・ 保管）
主としてアルミ製の容器				
主としてポリエチレンテレフタ レート（PET）製の容器であって 飲料、しょうゆ等を充てんする ためのもの（ペットボトル）				
無色のガラス製容器	びん類	無色透明の ポリエチレン製 の袋	多室型 分別収集車	リサイクルプラ ザ（選別・保管）
茶色のガラス製容器				
その他の色の ガラス製容器				
主として紙製の容器であって 飲料を充てんするための容器 （原材料としてアルミニウム が利用されているものを除 く。）	紙パック	ひ も	パッカー車 及び 平ボディー車	古紙問屋
主として段ボール製の容器	段ボール	ひ も	パッカー車 及び 平ボディー車	古紙問屋
主として紙製の容器包装であ って上記以外のもの	その他の紙	ひ も	パッカー車 及び 平ボディー車	古紙問屋
主としてプラスチック製の容 器であって上記（ペットボト ル）以外のもの	容器包装 プラスチック	無色透明の ポリエチレン製 の袋	パッカー車 （プレス式）	リサイクルプラ ザ（選別・圧縮・ 保管）

11 容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

施 策	具体的な内容
違反ごみステッカーの貼付及び取り残しの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・開始時期：昭和 56 年度 ・実施方法 ごみの適正排出、適正分別の徹底を図るため、違反内容を明示した違反ごみステッカーを貼付し、取り残しを実施する。
ごみ質組成分析の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・開始時期：平成 11 年度 ・実施方法 分別収集方法の検討のための資料収集や分別の徹底度を測るため、市が処理するごみの組成分析を実施する。
再利用可能物の清掃センターへの搬入規制	<ul style="list-style-type: none"> ・開始時期 事業系古紙(一部)：平成 18 年度 事業系古紙(全部)：平成 19 年度 事業系木製パレット：平成 20 年度 家庭系古紙(全部)、事業系木くず：平成 21 年度 ・実施方法 再利用可能な可燃ごみについて、市処理施設への搬入を規制し、民間処理施設での資源化を促進する。
一般廃棄物ゼロ・エミッション化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・開始時期：平成 18 年度 ・実施方法 埋立処分量の極小化を図るため、可燃残渣、不燃残渣などの資源化を検討・実施する。
収集区分・収集頻度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・開始時期：随時実施 ・実施方法 容器包装廃棄物を含む資源ごみの分別徹底やごみの減量化を目的として、市民の分別排出の利便性やコスト等を比較考慮しながら、収集区分・収集頻度を見直す。
適正な再商品化等処理の確認等	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方法 分別基準適合物を公益財団法人日本容器包装リサイクル協会以外に引き渡す場合、再商品化事業者の選定に当たっては、対象事業者を再商品化事業者として同協会に登録している事業者に限ることにし、また、処理の状況についても目視等により確認する。 また、処理に関し確認された事項や再商品化により得られた製品等に関する事項を、広報紙等により市民に公表する。
事業所から排出される缶・びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装の区分の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・開始時期：平成 25 年度（平成 23 年度～移行期間） ・実施方法 従業員の飲食に伴って排出されるかん・びん・ペットボトル・容器包装プラスチックについて、これまで一般廃棄物として処理していたものを、産業廃棄物として処理することとした。